

# こんにちは 松坂みち子 です



日本共産党市議会議員 松坂みち子の活動報告  
ご意見など、ぜひお寄せ下さい。

< 117 2013.2.24 連絡先 402-1622 >

## 議会が始まります

2月27日より定例議会が開かれます。日程は右記の予定です。

毎年2月議会では会派の代表が行う「代表質問」があり、共産党市議団からは姫田議員が行います。松坂は通常の一般質問に立ちます。

開会に先立って20日に全員協議会が開かれ、来年度予算について内示がありました。市長は、「健全財政に留意しつつ、未来の和歌山市への投資となる『希望のしるし』の予算と位置づけ、『いのちを守る』『人と文化を育てる』『ふるさと力を高める』を『未来につなぐ3つのキーワード』に掲げ、常に意識してとりくむ」としました。77の主要事業が示されましたが、内容については、委員会で審査が行われます。



27	水	本会議	議案説明(補正分)
28	木	"	質疑、委員会付託
1	金	常任委員会	
2	土	休会	
3	日	"	
4	月	休会	
5	火	本会議	委員長報告、討論、採決、議案説明(当初分)
6	水	"	一般質問(代表質問)
7	木	"	一般質問
8	金	"	"
9	土	休会	
10	日	"	
11	月	本会議	一般質問
12	火	本会議	一般質問、質疑、委員会付託
13	水	常任委員会	
14	木	"	
15	金	"	
16	土	休会	
17	日	"	
18	月	常任委員会	
19	火	(特別委員会)	
20	水	休会	
21	木	(特別委員会)	
22	金	休会	
23	土	休会	
24	日	"	
25	月	本会議	委員長報告、討論、採決

### みち子のひとりごと

## 哀しい出来事

小学校5年生の男の子が、「学校の統廃合やめて」と遺し自殺をしました。大好きな学校がなくなることに、とても心を痛めていたのでしょうか。

桜の宮高校の「体罰」事件があったように、当事者が「自殺」して話題となれば状況を変えることができる・・・そういうことを小学生の彼が学習してしまつたとすれば、とても哀しいことです。そういう社会をつくっている大人のひとりとして、責任を感じます。

本来なら、きちんと当事者の声を聞き、くみとつて進めるべきことを、机上の論理だけで進めてしまつ、そういうことが今の世の中、あまりにも多いのではないのでしょうか。

彼のご両親が、「息子のしたことはまちがひ。決して真似してはいけない。生きて働きかけ、世の中を変えてほしい」と発信されておられることに、頭が下がります。



こんにちは！  
原 やすひさ です



和歌山市内のある  
お宅を訪問した。男  
性が、「灯油の値段  
が、昨日ハネ上がっ  
た。インフレにして

物の値段を上げる  
いうけど、我々年  
も削られてるのに。  
もう灯油ら焚けんさ  
か、いまもじゆうた  
んの上で毛布にく  
るまっただんや  
と、なんとも切実  
な声が聞こえてき  
た。  
賃下げばかり続

けてきた結果、こん  
なデフレ不況に。世  
界のどこを探しても  
こんなヘンテコな国  
はない。「財界は足  
並みそろえて賃上げ  
を」と日経新聞も書  
いている。この声を  
もつと大きくしよう。  
(参議院和歌山選挙  
区予定候補)

今年の「原発ゼロ」集会は  
下記のように開かれます。  
ぜひご参加ください

**福島を忘れない!**  
**原発ゼロ 和歌山3.10**  
**フェスティバル**  
2013年3月10日(日) 11:00~  
**和歌山城西の丸広場**

内容盛りたくさん!!  
どなたでもお気軽にご参加ください。

- 全体集会: 京大・小出裕章さんのお話、福島県の方々のお話、実行委員会参加団体1分間アピール
- ステージ企画: バンド演奏、大声コンテスト
- ブース企画: 模擬店、展示、フリマ、工作教室など

乗れる! 三二蒸気機関車がやってくる! **無料**

主催 ● 福島を忘れない! 原発ゼロ 和歌山3.10フェスティバル実行委員会  
和歌山県和歌山市西の丸1-1-1 和歌山県立和歌山高等学校 3階 和歌山県立和歌山高等学校 和歌山県立和歌山高等学校 和歌山県立和歌山高等学校 和歌山県立和歌山高等学校  
 実行委員会事務局 ● 電話: 073-436-3520 FAX: 073-436-3554  
 E-mail: aho\_wakayama310@yahoo.co.jp http://ajokers310.blog.fc2.com/

### 第三章 国民の権利及び義務

第十七条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求むることができる。

第十八条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。  
、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。